

茨城県発達障害者支援指針（骨子） R6～R11

概要

発達障害者支援法の改正（H28）

- 発達障害者の支援は、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等の相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行われなければならない。
- 都道府県等は、発達障害者支援センター等の業務を行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者等が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をする。

第8次茨城県保健医療計画（R6～R11）

- 発達障害の専門相談窓口を持つ市町村
＜目標＞2029年度に32ヶ所

第3期新しいばらき障害者プラン（R6～R11）

- 生涯にわたって適切な支援を受けられるよう、市町村を中心とした支援体制の充実を推進する。

茨城県発達障害者支援指針（R6～R11）

- 発達障害者支援に係る現状と課題の認識共有及び支援・取組みの方針を定め、支援体制のあり方や整備・充実の方向性について、関係機関や県民の共通理解を促進することを目的とする。

→ 関係機関が連携して支援を行うことができるよう、各ライフステージごとに「支援テーマ」を定める。

現状と課題

乳幼児期

＜現状＞

- 3歳児健診においては、受診者の15.39%の幼児が精神面で所見を有している（令和4年度実績）

＜課題＞

- 地域による支援体制のバラつき、専門職の確保
- 保護者が相談しやすい環境の整備
- 保護者への対応など関係職員のスキル向上
- 家庭・保健・福祉・行政・医療等の連携
- 乳幼児期から学齢期への切れ目のない支援

学童期・青年期

＜現状＞

- 特別支援学級は増加傾向にあり、小中学校併せて約1万2千人の児童生徒が利用している（令和5年5月現在）。

＜課題＞

- 学校教育の充実と指導担当教員のさらなる専門性向上
- 地域での豊かな生活を保障する地域啓発
- 福祉事業所における療育機能の充実
- 教育・家庭・他機関（医療・行政・福祉・保健等）との連携
- 地域の相談機関（教育・福祉・行政等）による家族支援の充実
- 移行支援における切れ目のない支援

成人期

＜現状＞

- 家族関係、福祉サービス、就業、診断や治療等、ニーズが多岐に渡る。一方で、分野が横断的であり支援体制が不十分。

＜課題＞

- 成人期に初めて診断されるケースへの支援の充実
- 本人及び家族への支援の充実
- 生活支援体制の仕組みづくり
- 就業支援体制の仕組みづくり

ライフステージを通じた課題

- 市町村を始めとした身近な地域における発達障害者の支援体制の整備
- 発達障害についての誤った理解

支援・取組みの方針

乳幼児期 支援テーマ「家庭支援の充実」

家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭・保健・福祉・行政・医療等が連携して支援できる仕組みづくり ● 保護者が相談しやすい環境の整備 ● ペアレントメンター、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング等の普及啓発など家庭支援策の充実
支援者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村への情報提供・技術的サポートの実施 ● 園、事業所等の職員への支援・研修 ● 支援者が孤立しないための仕組みづくり
学齢期への移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 学齢期の各関係機関との連携強化 ● 学齢期へ切れ目のない移行支援ができるような仕組みづくり

学童期・青年期 支援テーマ「個性の尊重と二次障害の予防」

本人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活上の困難改善のための支援 ● 本人が相談しやすい環境の整備
家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭や学校と医療・行政・福祉・保健等が連携して支援できる仕組みづくり ● 家族が相談しやすい環境の整備
支援者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人の特性を理解し、合理的配慮を実施できる支援体制の構築、教員等に対する支援・研修 ● 個別支援計画・個別の教育支援計画・障害児支援利用計画を軸とした支援体制の構築 ● 福祉事業所・相談機関等の職員への支援・研修
移行への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 成人期の各関係機関との連携強化 ● より良い移行支援の仕組みづくり

成人期 支援テーマ「社会参加の促進」

本人及び家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 成人期の診断及び支援が適切に受けられる仕組みづくり ● 身近な相談窓口にアクセスしやすい仕組みづくり ● パートナー、きょうだいなど家族を含めた支援が適切に受けられる仕組みづくり
生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達障害者が住みやすい地域づくりの推進 ● 分野別の専門の相談支援機関との連携づくり ● 発達障害者が地域で理解され、支援および配慮が得られる仕組みづくり
就業支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達障害者の就労系福祉サービスの支援体制の充実 ● 発達障害者の障害者雇用の充実 ● 発達障害者の就業と生活の支援体制の仕組みづくり

ライフステージを通じた課題への取組み

- インクルーシブ・共生社会を実現するための啓発活動・環境整備・仕組みづくり
- 身近な相談しやすい窓口の整備
- 専門的な対応が必要とされる場合のコンサルテーションや各種研修会の充実
- 発達障害の理解に向けた普及啓発と支援人材の育成